

危機管理会議

日時：令和8年3月11日（水）14時45分

場所：県庁4階 災害対策本部室

協議事項

- 「徳島県庁・受援計画」の策定について
- 「徳島県業務継続計画（県庁BCP）」の改定について
- 人事異動を見据えた「即時対応体制」の確保について

危機管理会議 配席図

被害想定パネル①

被害想定パネル②

被害想定パネル③

被害想定パネル④

LINE登録パネル

危機管理部長

政策監

危機管理監

知事戦略局
副室長

県警本部警備部
警備課長

教育委員会
教育政策課長

病院局
総務課長

企業局
経営企画課長

県土整備政策課長

農林水産政策課長

経済産業政策課長

保健福祉政策課長

危機管理部
副部長

危機管理部
副部長

危機管理部次長

防災対策推進課長

政策企画課長

にぎわい政策課長

生活環境政策課長

子ども未来政策課長

廊下

ディスプレイ

(WEB会議)

南部総合県民局
地域創生防災部長

西部総合県民局
地域創生観光部長

「徳島県庁・受援計画」の概要

資料

○南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時に、自衛隊、警察、消防、DMATなどの外部からの**応援機関を円滑に受け入る体制**を構築する。

○外部からの応援機関等の円滑な受入れに向けた、**平時からの取組**や**発災直後からフェーズ毎（初動期・応急期・復旧期）の対応**を定める。

平時

●県庁の受援体制

- ・ 応援・受援調整班の設置
- ・ 各班でマニュアル等を整備し、応援要請や受入手順を明確化

●受援環境の整備

- ・ 電源や通信等、応援機関の活動に必要な受援環境の整備
- ・ 宿泊場所や休憩場所の確保
- ・ 民間事業者との連携協定等の確認
- ・ 定期的な課題の洗い出し

●訓練による実効性の向上

- ・ 検証結果をマニュアル等にフィードバック

～「命を守る」フェーズ～

発災直後

①庁舎の安全確認

- ・ 万代庁舎の継続利用、代替庁舎の設置判断
- ・ 代替庁舎設置時の速やかな準備
- ・ 電力等の庁舎機能の確認

②受援体制の構築と庁内調整

- ・ 受入場所確保や資機材等の配備
- ・ 災害対策本部各班はマニュアルに基づき応援要請
- ・ 応援・受援調整班は庁内の情報を集約・調整

③情報の収集と発信

- ・ 利用可能な進出経路や宿泊施設などの応援に必要な情報を収集
- ・ ホームページ等で随時情報発信

初動期（発災3日目）

人命救助に向けた受援調整

< 応援の想定 >

- ・ 救出・救助、被災者の救急医療等が最優先
- ・ 電気、水道、通信などのライフラインの確保
- ・ プッシュ型で派遣される連絡要員等の受入れ
- ・ 自衛隊、警察、消防、DMAT等の実動部隊の現地活動を調整

< 受入規模の想定 >

39機関、約290名

～「命をつなぐ」フェーズ～

応急期（発災1週間）

多様な応援を活かす受援調整

< 応援の想定 >

- ・ 避難所運営とライフラインの応急復旧等
- ・ 衛生管理など被災者支援ニーズの増加
- ・ 自治体職員など現場を支える応援の本格化
- ・ NPO法人やボランティアなど、多様な応援

< 受入規模の想定 >

40機関、約290名

復旧期（発災1ヶ月）

被災者支援のための受援調整

< 応援の想定 >

- ・ 被災者支援に重点が移行
- ・ 被災者個々の状況に応じた支援ニーズの増加
- ・ 応急仮設住宅等の確保に向けた応援
- ・ 各種災害対応業務に係る長期派遣職員の受入れ

< 受入規模の想定 >

40機関、約330名

災害時

前回改定（H29.3）からの状況の変化

○新被害想定公表

- ・徳島県津波浸水想定（R7.9）
- ・徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（R8.2）

○受援計画の策定

- ・徳島県庁・受援計画（R8.1）

主な見直し事項

非常時優先業務の精査

- 非常時優先業務の考え方を明記
 - ・県民生活や生命等に甚大な支障が生じる業務
 - ・行政の機能維持に支障が生じる業務
 - ・社会経済活動に重大な支障が生じる業務
- 発災からの経過時間に応じて着手すべき業務を全庁で再選定

備蓄物資等の基準化

- 庁舎の孤立や断水を想定し、備蓄物資の確保基準を設定
 - 飲料水
 - 食料
 - 携帯トイレ

3日分確保
- 万代庁舎における備蓄場所及び発災時の役割分担を明確化

停電時の庁舎環境の見える化（万代庁舎）

- 非常用コンセント
停電時に発電機から電力が供給されるコンセントの場所を図面化
- 照明設備
停電時に発電機から電力が供給される照明の場所を図面化

今後の取組

- ・継続的な研修、訓練による職員の業務継続に対する意識や対応能力の向上
- ・本計画を基にした各部局におけるマニュアル等の整備

徳島県 BCPハンドブック

電子版

目次

1. 職場に連絡する [ジャンプ!](#)
2. 職場に参集する [ジャンプ!](#)
3. 安全を確保する [ジャンプ!](#)
4. 非常時優先業務を行う [ジャンプ!](#)
5. 平時から備える [ジャンプ!](#)

1-1 職場に連絡する

🏠 震度5強以上の地震発生時

📧 1 すだちくんメールが自動で配信

URL : <https://s.ourtokushima.jp/> [ログインする](#)すだちくんID パスワード

📧 2 安否情報（無事・負傷）を入力し返信

ポイント

「伝言欄」に登庁見込みなど「参集情報」も入力

例
○時頃登庁予定 家族被災のため登庁不可
津波のため〇〇庁舎に登庁

❗「震度6弱」以上の場合は、全員配備体制となるため、参集情報を必ず入力する

👤 3 他の職員の安否確認方法

📧 1 すだちくんメールにログイン [ログインする](#)

📧 2 メニューの「安否情報等入力・確認」



📧 3 「他の人の安否情報を確認する」

1-2 職場に連絡する

🔥 「震度5強以上」以外の災害発生時

すだちくんメールが自動配信されない
災害・危機事象における職場への連絡方法を検討しておく
所属への連絡方法

※災害・危機事象の例：風水害、大規模事故、テロ、出張時の被災など

📞 災害時の連絡方法

● すだちくんSNS

グループに登録することで、メンバー間で同時に
情報を共有できます

[アクセスする](#) [すだちくんメールのメニュー内「グループ設定」](#)

● 災害用伝言ダイヤル（171）

伝言を録音する

- ① 171 + 1 + 自宅の電話番号（市外局番から）
- ② 30秒以内でメッセージを録音

伝言を再生する

- ① 171 + 2 + 連絡相手の電話番号（市外局番から）
- ② 録音されたメッセージを再生

● 災害用伝言板（web171）

大規模災害時に携帯電話会社のサイトに開設され、
安否情報等が登録・確認できます

2-1 職場に参集する

🚒 職場への緊急参集

● 夜間・休日の緊急参集ルール

「震度6弱以上の地震」「大津波警報の発令」
全職員が参集（災害対策本部が自動設置）

その他の災害・危機事象の発生
業務内容や参集順序に基づき参集

● 参集庁舎の検討順序

保規① 勤務庁舎へ

被害が限定的な場合を除き、自動車は使用しない
初動要員は、当初の指定庁舎に参集

保規② 最寄りの参集指定庁舎

又は業務に関連のある庁舎へ
参集指定庁舎

万代庁舎 合同庁舎（徳島、吉野川、阿南、美波、
那賀、美馬、三好）
防災センター 自治研修センター

保規③ 率先避難・自宅待機

避難中は、地域の災害支援活動に積極的に従事
安全な参集が可能となり次第、①又は②に参集

2-2 職場に参集する

🚒 職場への緊急参集

● 参集予定場所

津波のおそれがある場合

万代庁舎

※その他を選択した場合

津波のおそれがない場合

万代庁舎

※その他を選択した場合

🛡️ 安全な参集の心構え

● 正確な情報の把握

テレビやラジオで、正確な情報を確認してから、
行動を開始する

● 登庁の準備

食料、水、着替え、防寒具、
雨具、懐中電灯などを携行する



● ハザードマップ等の確認

地震・津波・洪水・土砂災害など、
災害ごとに安全な参集経路、避難場所を確認しておく

👉 こちらも併せてチェック!

徳島県総合地図情報システム（防災・減災マップ）

[アクセスする](#)※リンク先
<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/>

3-1 安全を確保する

🏠 自宅の安全確保

- 平時
 - 家具の固定や住宅の耐震診断・耐震化を行う
 - 3日分程度の食料の備蓄、非常持ち出し袋を準備する
- 災害時
 - ドアや窓を開けて、避難路を確保する
 - 屋外では、店頭・落下物に注意する
 - 津波のおそれがあるときは、
すぐに高台や津波避難ビルに移動する

👤 職員・来庁者への安全確保

- 来庁者とともに、机の下にかくれる
- 廊下やホールでは、落下物のない所で待機する
- 揺れが収まった後、来庁者に、
帰宅や指定避難所への移動を要請する
- 津波のおそれがあるときは、
津波避難所や庁舎内の収容場所に誘導する
- 帰宅困難者には、
逐次、必要な情報や物資等の提供に努める

MEMO

3-2 安全を確保する

👤 避難者・負傷者への対応

- 一時避難者、帰宅困難者は、
庁舎内への受け入れ場所に案内する
- 災害状況が判明したら、
速やかに帰宅や指定避難所への移動を要請する
- けが人・急病者には、応急処置を施し、
状況により、庁内診療所や医療機関に引き継ぐ
- 周囲にいる者と協力して、救護活動を行う

職場周辺の緊急（津波）避難場所

(同) 指定避難所

👤 執務室の安全確保

- 平時
 - キャビネ等の固定、クリアデスクを徹底する
 - 非常食、水、携帯トイレなどの備蓄に努める
- 災害時
 - 室内を整理し、パソコン等業務に必要な備品
を点検・確保する
 - 周囲を確認し、状況を庁舎管理担当に伝える
 - 二次災害のおそれがある時は、注意喚起を行う

4-1 非常時優先業務を行う

👤 所属の非常時優先業務

発生後は、非常時優先業務に切替え、支障ない範囲で通常業務を行う

業務内容	開始時間

● 業務継続に必要な資料・備品等の所在

資料等	場所

● 初動対応業務（初動要員として行う業務）

業務内容
1
2
3

4-2 非常時優先業務を行う

📞 業務継続の連絡先

● 所属内

氏名	連絡先（電話番号等）

● 所属外

所属名	氏名	連絡先（電話番号等）

● 外部（協定締結先など）

組織名	氏名	連絡先（電話番号等）

5 平時から備える

📞 家族等への連絡

● 家族等の連絡先

氏名	連絡先（電話番号、メールアドレス）

家族の集合場所

自宅周辺の避難所

📞 災害情報サイト

気象・災害情報、県内の道路や河川に関する情報サイト

[気象庁へアクセス](#)[安心とくしま
へアクセス](#)[徳島県県土防災情報
へアクセス](#)

危第280号
令和8年2月25日

各課（室）長
各事務局長 殿

危機管理政策課長

万代庁舎における業務継続環境の総点検の実施について（通知）

南海トラフ地震等の大規模災害時には、行政機能の維持が不可欠です。しかし、停電下の電力制限（非常用発電機稼働時）において、県庁BCP上の「非常時優先業務」が現在の設備で遂行可能かにつきましては、これまで不明確な部分がありました。

発災時に設備不備で業務継続不能に陥るリスクを排除するためには、実環境下での執務可否を検証・改善し、県庁BCPの実効性を確保する必要があります。

つきましては、管財課通知（令和8年1月27日付 管第967号）による「電気設備保守点検に伴う停電」の機会を活用し、電源・照明確保状況の総点検を併せて実施します。

別添資料を基に、非常時優先業務の遂行に必要な電源確保状況を点検し、課題への対応策を検討の上、期限までに御回答ください。

1 実施日時

令和8年3月21日（土） 午前8時30分から午前9時30分まで

2 実施場所

万代庁舎 行政棟・議会棟

3 回答期限

令和8年3月26日（木） 午後5時まで

4 回答方法

Google フォームにて回答

<https://forms.gle/4En6zvycvuSA8wvA9>

担当者 危機管理政策課 危機管理担当 中野
電話 088-621-2713
E-mail nakano_katsuki_1@pref.tokushima.lg.jp

管第967号
令和8年1月27日

各課（室）長
各事務局長 殿
各団体の長

管財課長

電気設備保守点検に伴う停電について（通知）

このことについて、次のとおり実施しますので、停電実施箇所内の電気設備及び電気機器がすべて使用できない旨、所属の職員に周知して下さるようお願いいたします。

1 実施日時

令和8年3月21日（土） 午前8時半から午後5時まで（予定）

2 実施場所

行政棟・議会棟・自動車整備棟

3 その他

- (1) 当日は、事務室の照明、エレベーター等の設備がすべて使用できません。
- (2) 行政事務用パソコン、システムサーバ等の電源は前日に必ず切っておいてください。
- (3) 全庁LAN用の島HUBは、コンセントプラグを抜いておいてください。

令和8年3月11日
防災対策推進課

4月1日からの即応体制の確保について

○ 確認事項

(1) 災害対策本部運営規程（案）

→各部局の分掌を確認し、3月27日（金）までに、防災対策推進課まで提出

(2) 各部局（担当）における災害対応業務の引継

※災害対応フロー、マニュアル、協定等

・緊急連絡先の再確認（名簿の更新）

（災害協定締結先、災害対応関係機関の窓口等）

<参考>

・災害対応業務については、「徳島県地域防災計画」に基づいており、
その具体的な対応フロー、マニュアル、協定締結先等については、
GoogleDriveの「全庁公開」に収録

■ URL :

G:¥共有ドライブ¥全庁公開¥100002000防災対策推進課_全庁公開用